**平成２３年（フ）第３９号**
和歌山県新宮市池田１丁目３番26号
破産者　北村　行彦
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２４年（フ）第８号**
和歌山県東牟婁郡串本町出雲17番地
破産者　濵口　智道
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２３年（フ）第３５３号**
岡山県総社市黒尾640番地２
破産者　白神　章三
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第２５５号**
佐賀県多久市東多久町大字別府5222番地２
破産者　力武　敏充
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２号**
佐賀県小城市三日月町長神田2329番地３
破産者　協栄通信こと　元村　正秀
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２５０号**
茨城県牛久市南５丁目10―３、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字上飯沼２番地245
破産者　冨田　春江
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６１２号**
新潟市東区東中島３丁目９番４号
破産者　金田　　覚
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０７号**
新潟市北区太田甲5711番地３
破産者　皆川　正美
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１１３号**
新潟県五泉市蛭野1580番地、前住所新潟市東区石山団地10番８号
破産者　柄澤平志知
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２３号**
金沢市寺町３丁目２番18号　ハイツカメリア203号、従前の住所金沢市十一屋町15番18号
破産者　佐内外喜夫
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第３２号**
金沢市四十万町リ334番地２
破産者　山田　基文
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１６３号**
埼玉県行田市大字小見1411番地13、開始決定時の住所山梨県甲府市徳行２丁目17番26号
破産者　小川　文子
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２９８号**
京都市伏見区淀生津町98番地２
破産者　角井志津江
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第５７０号**
和歌山市中之島803番地の９　紀和駅団地６棟138号、開始決定時の住所和歌山市友田町２丁目127番地
破産者　堀田カメラ店ことカラオケえんかこと　堀田　雄吉
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２４号**
和歌山市島51―10　ニューかわなが団地２―１―６、住民票上の住所和歌山市永穂328番地
破産者　竹内みさ子
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第８４号**
熊本県上益城郡益城町大字宮園733番地５
破産者　杉野　健一
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第４７６号**
宮崎市大字恒久1308番地５
破産者　沖田　明美
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４９０号**
宮崎市曽師町207番地２　日高ビル305号
破産者　納　沙也佳
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４８号**
宮崎市神宮西２丁目198番地１　コーポ平山405号
破産者　山本　亮子（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係